

様式第6号（その1）（第7条関係）

入札監視委員会審議概要

（定例会議）

開催日及び場所	令和4年11月21日（月） 上天草市大矢野庁舎2階庁議室	
出席委員氏名	林美貴、渡辺絵美、森匡史、杉田省吾、福田津奈男	
審議対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見、 質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申の内容	なし	

議事及び質問等	市の回答
1. 入札及び契約手続の運用状況の報告 (1) 入札状況報告 (事務局) ・ R 1 ～ R 4 年度上半期分における入札結果の推移（資料 1）を報告した。 (杉田委員) ・ 発注課別の件数で農林水産課の発注件数が資料 1 では 9 件、資料 2 では 1 3 件となっているのはなぜか？	(事務局) ・ 資料 1 の 9 件は 1 3 件の誤りで、その他の発注件数も 1 5 件は 1 1 件の誤りですので訂正をお願いします。
(2) 入札契約方式別発注工事報告 (事務局) ・ 入札契約方式別総括表（資料 2）にて入札状況を報告した。 (委員) ・ 質問等なし	
(3) 指名停止の運用状況 (事務局) ・ 指名停止の運用状況（資料 3）にて状況を報告した。 (森委員) ・ 株式会社三浜測量と同様の理由による指名停止はよくあるのか？ (森委員) ・ 指名停止の期間は妥当なのか？	(事務局) ・ 極めて稀である。 (事務局) ・ 本市のこれまでの指名停止の状況又は熊本県の指名停止の状況を参考に決定している。なお、贈賄、競売入札妨害又は談合等の措置要件に該当する場合は、本市が発注したものに限らず、一律に指名停止期間を 2 4 か月としているため、国、他自治体等よりも厳しくなっている。

2. 抽出事案の理由及び経緯等の審議 (1) 抽出結果報告（当番委員による抽出） （事務局） ・入札方式別の発注件数の割合を考慮した上で、抽出事案の契約金額及び落札率が比較的高かった等の抽出理由（資料4）を報告した。	
(2) 抽出事案審議 一般競争入札 ①<u>大矢野中学校給食調理場床及び空調改修工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき、条件付一般競争入札における参加資格要件等について説明した。 （森委員） ・入札参加資格確認申請者数とは？	（事務局） ・入札資格審査会（落札決定）で審査した落札候補者のことである。
指名競争入札 ②<u>市道古野賤之女線道路改良工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。 （渡辺委員） ・資料の施工状況の写真を説明してもらいたい。 （渡辺委員） ・現在も施工中なのか？	（建設課） ・当該工事は道路改良工事であり、6月は着工前、9月は地山、路面等を掘削した施工途中の状況写真となっている。 （建設課） ・現在も施工中である。
③<u>平隧道補修工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。	

(渡辺委員) ・入札参加者が少なかった要因は、当該工事の施工が難しかったからか？ (渡辺委員) ・業者選定理由書に同種工事又は当該地域における施工実績の対象者として24者を選定しているが、トンネル工事を勘案しているのか？ (林委員) ・トンネル工事は、特殊な機械が必要であり、指名通知時にトンネル工事と明示しているのか？ (杉田委員) ・B等級の発注規模であったため、B等級から指名業者を選定したと思われる。	(建設課) ・国県道と違って本市の市道にはトンネルが2か所しかなく、これまでトンネルの本格的な工事は発注していない。当該工事は、コンクリート擁壁の基礎部分を施工する工事であるが、トンネル内側の施工経験がある事業者が少ないと推察している。 (事務局) ・入札参加者が2者であり、指名業者の入札参加が少ないように思えるが、昨今の本市の入札状況としては、辞退や棄権により、2者や3者となり入札参加者が少ない傾向にある。 (建設課) ・業者選定理由書に同種工事又は当該地域における施工実績にトンネル工事は含まれていないと思われる。 (建設課) ・指名通知時に示している。当該工事は、トンネルを最初から掘削するような工事ではなく、特殊な機械は必要としない。 (事務局) ・設計金額が850万程度であり、施工内容もB等級で可能と判断し、B等級から指名業者を選定した。
随意契約 ④市道山中立道線災害復旧工事 (事務局) ・抽出事案説明書に基づき業者選定の考え方等について説明した。 (森委員) ・指名競争入札が2回不調となっているが、原因は？	(事務局) ・1回目が1者応札となっている。当時は災害復旧工事であっても落札としていな

(森委員) ・利益が少ないため、不調になったということか？多くの業者が入札しないと競争原理が働かないと思うが？ (杉田委員) ・災害査定で金額が決まってしまう。積算単価の変更により、市の負担が増えることも考えられる。1者応札で契約できないのか？ (福田委員) ・施工条件が悪いところは、建設業者から辞退すると聞いている。 (林委員) ・施工条件によっては、積算において危険手当を計上する必要があると思う。	いため、不調となった。入札参加時の手持ちの状況など、それぞれの事情があつてのことだと思うが聞取りまでは行っていない。 工事を受注すると技術者を配置しなければならないため、技術員の配置状況を勘案し、より利益率の高い工事を受注するために、辞退等を決定したと思われる。 (事務局) ・地方自治法に基づき随意契約を締結している。災害であり、早急に契約したいため、2回の入札において指名を受けなかった施工場所と同じ地区の業者3者を選定し、見積徴取による随意契約を行った。 他の地区の業者を指名しても応札は見込めないものと思われる。 (事務局) ・今年の6月から災害復旧工事については1者応札でも落札者となることを認めている。 (事務局) ・施工条件によっては、利益が少なく、施工性が悪いため、辞退している業者がいることは認識している。
3. 二次苦情処理について (事務局) ・該当がない旨を報告した。	